

社会福祉法人 山麓会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 山麓会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じて報酬を支給する。

(当法人職員給与との供給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月28日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条第2項に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割り計算によって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月迄の報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の額は、別表1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第8条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表 2 に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費等を支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

役職名	報酬の額
理事長	月額 150,000 円

別表 2

評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 10,000 円

理事

	報酬の額
理事会への出席	日額 10,000 円

監事

	報酬の額
評議員会、理事会への出席	日額 10,000 円
監事監査への出席	日額 20,000 円